



事 務 連 絡  
平成13年9月14日

地方社会保険事務局  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について

「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」(平成12年3月厚生省告示第66号)については、「新診療報酬点数表(平成6年3月厚生省告示第54号)の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月18日付保険発第28号)等により実施しているところであるが、今般、医科診療報酬点数表の取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

## 特定保険医療材料関係

問1 初回の股関節置換術において、再置換用人工股関節用材料を使用した場合は、再置換用人工股関節用材料として算定してよいか。

(答)

原則として、初回置換術において、再置換用材料を使用した場合は初回置換用材料として算定する。また、初回置換用材料と再置換用材料を組み合わせで使用した場合も、初回置換用材料として算定する。

ただし、悪性腫瘍等の症例であって、初回置換術において再置換用材料を使用しなければならない場合には、再置換用材料として算定して差し支えない。

この場合、診療報酬明細書の摘要欄に、詳細な理由を明記すること。

問2 股関節の再置換術において初回置換用人工股関節用材料を使用した場合は、初回置換用人工関節用材料として算定するのか。

(答)

再置換術において、全て初回置換用材料を使用した場合は、初回置換用材料として算定する。ただし、初回置換用材料と再置換用材料を組み合わせで使用した場合は、再置換用材料として算定する。

問3 置換術において、個々の構成品（ヘッド、ライナー、インサートなど）のみを再置換した場合は、どのように算定するのか。

(答)

個々の構成品のみを再置換した場合は、再置換用材料として個々の構成品の購入価格で算定して差し支えない。

その場合、請求する機能区分は、初回置換において使用した材料の機能区分に対応する再置換用材料の機能区分とする。

## 薬剤関係

問4 乳幼児等に対して長期投与を行う場合に、それだけでは薬効を期待し得ない矯味剤等を加えて併せて長期投与を行うことは可能か。

(答)

可能である。